

福井県における犯罪被害者等施策について

平成19年5月29日

福井県安全環境部県民安全課

1 犯罪被害者等に係る本県の状況

(1) 主な身体的被害に係る事件・事故の状況(県警察調べ)

被害種別		平成17年 (1月～12月)	平成18年 (1月～12月)	増減
殺人(未遂を含む)		3件	8件	+5件
強盗致傷		4件	7件	+3件
性犯罪(強姦、強制わいせつ)		41件	26件	15件
障害(全治1ヶ月以上)		3件	9件	+6件
ひき逃げ		22件	23件	+1件
交通死亡事故		72件	59件	13件
計		145件	132件	13件
参考	刑法犯認知件数	8,324件	7,422件	902件
	女性が被害者となった犯罪認知件数	70件	74件	+4件
	子どもに対する声かけ事案	150件	180件	+30件

(2) 警察および県の相談機関に対する被害者相談件数(生活安全課調べ)

被害累計別相談実績

被害種別	平成17年度		平成18年度(暫定)	
	概数	うち深刻な事案	概数	うち深刻な事案
性犯罪	16件	12件	13件	11件
傷害・暴行等	37件	2件	76件	6件
配偶者等からの暴力	480件	106件	723件	168件
ストーカー	199件	91件	199件	86件
児童虐待等	392件	33件	343件	41件
交通事故その他	470件	13件	478件	4件
計	1,594件	257件	1,832件	316件

「深刻な事案」とは、刑法犯認知に至った事案、DV防止法・児童虐待防止法等に規定する一時保護や児童相談所への送致が行われた事案、交通事故のうち死亡事故やひき逃げなど悪質な事案に対する相談を指す。

相談内容別実績

相談内容	平成17年度	平成18年度(暫定)
身体的被害の回復	36件	42件
精神的被害の回復	96件	247件
一時保護、再被害の危険回避	200件	289件
住居関係	29件	36件
雇用関係	5件	9件
経済的支援(交通事故における損害賠償に関する相談を含む)	413件	419件
捜査等の情報提供	19件	19件
その他	796件	771件
計	1,594件	1,832件

2 主な経緯

- H18.3.2 **県議会の一般質問において、知事が「安全環境部内に知事部局としての対応窓口を設置する」旨答弁**
- H18.3.23 **都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議**
- H18.4.1 **安全環境部生活安全課(現県民安全課)が対応窓口となり、担当職員を配置**
- H18.5.18 **第1回犯罪被害者等支援関係課(室)連絡会議を開催**
- H18.6.1 **「犯罪被害者等総合相談窓口」を開設**
- H18.10.4 **第2回犯罪被害者等支援関係課(室)連絡会議を開催**
- H18.10.23 **福井県犯罪被害者等支援連絡協議会を開催(警察と共同で協議会を運営)**
- H18.11 **「犯罪被害者週間」に係る啓発事業の実施**
- H19.1.29 **市町犯罪被害者等支援担当課長会議を開催**
- H19.2.23 **福井県犯罪被害者等支援連絡協議会 第1回実務担当者会議を開催**

3 平成18年度の犯罪被害者等支援に向けた取組み

(1) 関係機関の連携

福井県犯罪被害者等支援連絡協議会の機能強化

- ・国、県、警察、被害者支援関係機関・団体等で構成する協議会を開催し、犯罪被害者等支援に向けた取組みについて検討(平成10年度～)
- ・平成18年10月より、協議会の会員を従来の17機関・団体から32機関・団体に拡充するとともに、警察本部警務部と県安全環境部が共同事務局として協議会を運営
- ・平成19年2月、協議会の運営を円滑に行うため、主要8機関・団体で構成する実務担当者会議を設置

県の被害者支援関係部局との連携

- ・平成18年5月、県知事部局、教育庁および警察本部の関係11課・室で構成する「犯罪被害者等支援関係課(室)連絡会議」を設置し、これまでに2回開催
- ・関係部局の被害者支援関連施策の取りまとめを行うとともに、今後の取組みの強化を依頼

県内市町との連携の促進

- ・平成18年11月、県内全市町の安全安心まちづくり担当課を訪問し、市町における総合的対応窓口の設置検討を要請
- ・平成18年11月29日、県内市町長あてに対応窓口の設置を文書で依頼
- ・平成19年1月、「市町犯罪被害者等支援担当課長会議」を開催し、今後市町で特に取組みをお願いしたい事項等について説明(別紙)

平成19年4月 全17市町で担当課を決定

(2) 相談および情報の提供

犯罪被害者等総合相談窓口の設置

- ・平成18年6月1日、**生活安全課内に「犯罪被害者等総合相談窓口」を設置**し、被害者やその家族・遺族からの相談対応および情報提供を実施
- ・相談実績(平成18年6月～平成19年3月) 10件(うち2件で面接相談を実施)
- ・窓口紹介リーフレットの作成・配布(2,000部)

犯罪被害者相談に対する県の相談窓口の周知

- ・県のホームページで、警察、福祉、住宅、労働、交通事故等の相談に対応する関係相談機関に関する情報を掲載し、広く県民に周知

(3) 県民の理解増進

犯罪被害者週間を中心とした啓発の実施

- ・警察や民間支援団体等との連携を図りながら、「県民公開講座」の開催協力、犯罪被害者等支援に関するパネル展の開催、新聞を活用した広報等を実施

(4) 個別分野における施策の推進

- ・女性・・・県内各地域における配偶者暴力被害者支援センターの設置(8ヶ所)、DV被害者の県営住宅への優先入居 等
- ・子ども・・・24時間相談対応の実施(1ヶ所)、要保護児童対策地域協議会の全市町での設置促進 等
- ・高齢者・・・地域高齢者権利擁護推進会議の設置、「高齢者虐待防止の手引き」の作成 等
- ・精神保健・・・精神保健福祉センター等でのカウンセリングの実施、市町精神保健担当課長会議の実施 等
- ・医療・・・性犯罪被害者に対する適切な治療の実施 等
- ・その他・・・人権、交通事故、労働、住居等の問題に対する相談対応 等

市町において特に取組みをお願いしたい事項

(1月29日の市町担当課長会議において説明)

1 関係機関の連携強化

- ・犯罪被害者等支援関係課等で構成する連絡会議の設置
- ・警察署単位の被害者支援地域ネットワークへの参加、協力

2 相談および情報提供体制の整備・充実

- ・市町における被害者相談窓口の整備、市町の相談窓口リストの作成
- ・国や県等が作成した被害者支援のための資料やパンフレット等を、市役所、町役場や市町の相談機関等に設置
- ・「犯罪被害者等支援ハンドブック」市町版の作成、配布(国の検討会の動向を踏まえて)

3 県民の理解の増進

- ・県や被害者支援団体が実施する啓発事業への参加・協力
- ・市町の広報紙やCATVなどの広報媒体を活用した住民への啓発

4 居住の安定

- ・犯罪被害者等の市(町)営住宅への優先入居措置の導入

5 人材の育成

- ・国や県が実施する研修への市町相談職員等の参加

4 今後の取組み予定

● 福井治安向上プラン(平成19)20年度)
● 犯罪被害者等基本法、基本計画

関係機関の連携強化

- ・県犯罪被害者等支援連絡協議会をはじめとする関係会議の計画的な開催

市町との連携の一層の強化

- ・市町担当課長会議等を通じた理解増進
- ・市町が具体的取組みを進める際の助言や情報提供 等

相談・情報提供の充実

- ・犯罪被害者等総合相談窓口の利用促進
- ・市町や関係機関が一体となった情報提供体制の推進

県民の理解増進

- ・**新**「犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、県民および支援に携わる相談員等に配布(予算要求中)
- ・**新** 県民の理解増進を図るための啓発事業の実施(予算要求中)

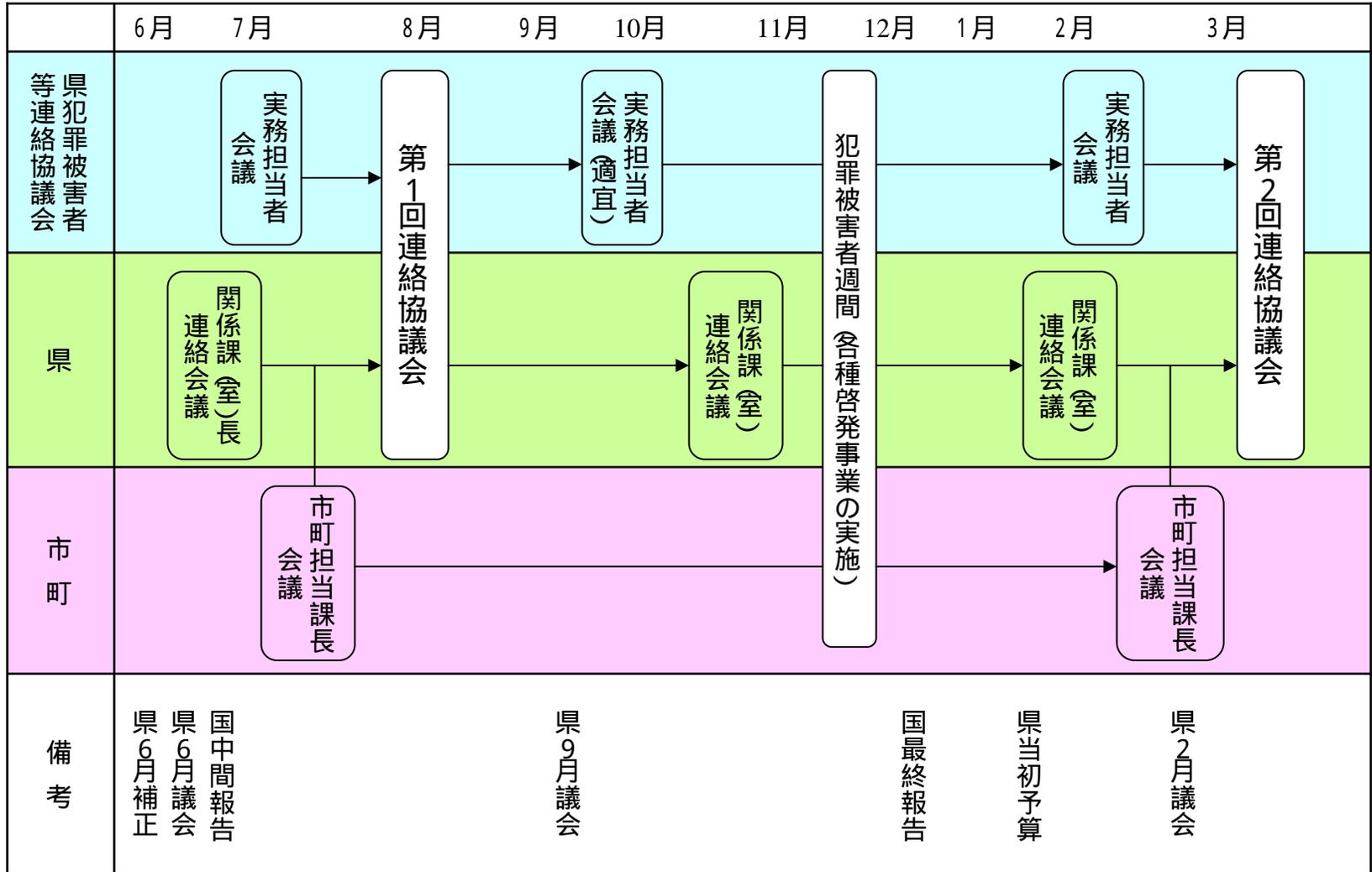
人材の育成

- ・**新** 県・市町の相談機関職員、医療・教育関係者、民間相談員等を対象とした研修会の開催(予算要求中)

その他

- ・保健医療、福祉、住宅、労働、教育など、関係部局が行う支援策の推進
- ・警察や民間団体等が行う被害者支援策に対する協力

平成19年度のスケジュール(案)



5 本県における課題

1 県民の理解増進に向けた方策

- ・耳目を引くような大事件が発生していない中で、いかに県民の関心を高めていくか。
- ・総合相談窓口の利用促進(窓口の周知等)

2 真に支援を必要としている被害者に関する情報共有のあり方

- ・警察や関係相談機関が有する情報を、どのように交換し、被害者の人権を侵害しない範囲でどのように活用していくか。

3 民間支援団体への支援

- ・経済的支援のあり方
- ・その他の支援(事務所の確保など)

被害者相談窓口

総合相談窓口のほか犯罪被害の内容に応じてさまざまな相談窓口を設置しています。

人権に関する相談窓口

福井県人権センター 0776-29-2111

女性に関する相談窓口

福井県生活学習館 0776-41-7111
0776-41-7112

福井県総合福祉相談所(女性相談) 0776-24-6261

子どもに関する相談窓口

福井県総合福祉相談所(児童相談) 0776-24-5138
0776-24-3654

福井県嶺南振興局敦賀児童相談所 0770-22-0858

高齢者に関する相談窓口

福井県高齢者総合相談センター
(シルバー110番) 0776-25-0294

福井県嶺南地域福祉相談・
介護実習普及センター 0770-52-7833

精神的ケアに関する相談窓口

福井県精神保健福祉センター
(ホッとサポートふくい) 0776-26-4400

交通事故に関する相談窓口

福井県交通事故相談所 0776-20-0518

警察の相談窓口

警察安全相談電話 0776-26-9110
または#9110

女性被害相談電話 0120-292-170
(レディーステレホン) 0776-29-2110

ヤングテレホン 0120-783-214
0776-24-4970

民間の相談窓口

NPO法人 0776-32-5111
福井被害者支援センター

詳細については福井県ホームページをご覧ください。
<http://info.pref.fukui.jp/seikatu/higaisya/sougoumadoguti.html>



健康長寿な福井です。



福井県安全環境部生活安全課

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号(県庁10階)
TEL 0776-20-0745 FAX 0776-20-0633
ふくいの情報なら <http://www.fuku-e.com>

犯罪被害者等の 総合相談窓口のご案内

ひとりで

悩

まないで…

専用電話

おなやみゼロ

0776-20-0730

相談日 月曜日～金曜日(祝日を除く)

相談時間 午前8時30分～午後5時15分

Eメール higaisoudan@pref.fukui.lg.jp

福井県

誰もが**犯罪の被害者**になる**可能性**があります。

被害者の立場に立って考え、支援することが、

いま**私たちに求められています**。

被害を受けたあなたへ…

困ってること、不安なこと、手助けが必要なことなど、なんでも気軽に相談して下さい。ひとりで悩む必要はありません。

犯罪被害者等総合相談窓口では…

身体やこころのケアに関する相談、住居に関する相談、雇用に関する相談など、日常生活において直面している様々な問題についての悩みをお伺いします。

また、ご希望があれば直接お会いしてお話をお聞きするとともに、専門的な相談については、当相談窓口から専門の相談機関をご紹介します。

相談にかかる費用は無料です。また、個人の秘密は固くお守りしますので、安心してご相談ください。

犯罪被害者等基本法および基本計画について

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成17年4月に「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

基本法および基本計画に基づき、国、地方公共団体および関係機関が犯罪被害者等の視点に立った様々な取組みを行っています。

被害者の抱える さまざまな問題ってなに？

犯罪の被害者は、けがをする、お金を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は「二次的被害」と呼ばれ、たとえば、

- 精神的ショックを受けたり、身体の具合が悪くなる。
- 医療費の負担や働けなくなるにより経済的に苦しくなる。
- 捜査や裁判等の過程における精神的、時間的負担。
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス、不快感。

などの問題が生じます。このような、被害者が抱えている問題を私たち一人ひとりがよく理解し、社会全体で被害者の方々を支えていくことが必要です。

被害者の心理

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、身体にも心にも変調をきたすことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰でも起こり得ることなのです。

周りの人たちは、被害者の心理等を理解して接し、被害者を責めたり、無理に励ましたりすることなどを避けてください。被害者の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

心理的反応

- 恐怖感
- 自責感
- 不安感
- 無気力感・絶望感
- 孤独感・疎外感
- 怒り・復讐心

身体的反応

- 緊張・動悸
- 下痢・吐き気
- 不眠・悪夢
- 食欲不振

感覚的反応

- 感覚・感情がマヒする
- 現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下